ス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「次」を「この項及び次項」に改め、同項第二号中「前項第三号から第五号」を「前項第四号から第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第六項第四号ハ(1)及びニ(1)の規定にかかわらず、次に掲げる措置のすべてを講じた場合又は給油空地が軽油のみを取り扱う固定給油設備のうちホース機器の周囲に保有する空地である場合は、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地（固定給油設備（懸垂式のものを除く。）のうちホース機器の周囲に保有する空地に限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）に設置することができる。

一　固定給油設備（ホース機器の周囲に保有する給油空地に圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を設置するものに限る。以下この項並びに第二十八条の二の七第四項及び第五項において同じ。）の構造及び設備は、次によること。

イ　給油ホース（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）の先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。

ロ　手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズル（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱うものに限る。以下この号において同じ。）を設ける固定給油設備は、次によること。

(1)　給油ノズルは、自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。

(2)　第二十五条の二第二号ハの規定にかかわらず、給油ホースは、著しい引張力が加わつたときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

ハ　給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となつたときに給油を自動的に停止する構造のものとすること。

ニ　一回の連続したガソリン、メタノール等又はエタノール等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する構造のものとすること。

ホ　固定給油設備には、当該固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備にあつては、ホース機器。以下この号において同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備の配管及びこれに接続する配管からのガソリン、メタノール等又はエタノール等の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

二　固定給油設備又は給油中の自動車等から漏れたガソリン、メタノール等又はエタノール等が、当該給油空地内の圧縮天然ガスを充填するために自動車等が停車する場所、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管が設置されている部分に達することを防止するための措置を講ずること。

三　火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、給油取扱所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための装置を設けること。

第二十七条の四の見出しを「（圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の基準の特例）」に改め、同条第一項中「令第十七条第三項第四号に掲げる給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に改め、同条第二項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の二の七の見出しを「（顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所等の特例）」に改め、同条第一項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所、圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第二項中「次項」を「次項から第五項まで」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所及び圧縮水素充填設備設置給油取扱所」に改め、同条第三項中「限る。」を「限り、第五項に定めるものを除く。」に、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（次項に定めるものを除く。）は、第二十八条の二の五（同条第四号イのほか、固定給油設備（ガソリン、メタノール等又はエタノール等を取り扱う給油ノズル、給油ホース及び配管に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、同条第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

5　第一項の給油取扱所（圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置するもの（屋内給油取扱所に該当するものに限る。）は、前条（同条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第四号イのほか、固定給油設備にあつては、前条においてその例によるものとされる第二十八条の二の五第二号イ、ロ(2)、ニ（顧客に危険物が飛散しないための措置に係る部分を除く。）及びホ（手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えた給油ノズルを設ける固定給油設備を設置する場合に限る。）を除く。）の規定に適合しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2)のキの表エンテロコッカス フェカーリス(クロストリジウム ブチリカム(その2)製剤及びバチルス サブチルス(その4)製剤と混合して使用する場合に限る。)の項、エンテロコッカス フェシウム(その1)(ラクトバチルス アシドフィルス(その1)製剤と混合して使用する場合に限る。)の項、エンテロコッカス フェシウム(その3)の項、クロストリジウム ブチリカム(その1)の項、バチルス サブチルス(その1)の項、バチルス サブチルス(その2)の項及びバチルス サブチルス(その3)の項中「及び鶏用」を「、鶏用及びうずら用」に改め、同項の次に次のように加える。

バチルス サブチルス（その5）	豚用及び鶏用

別表第1の1の(2)のキの表バチルス セレウスの項中「鶏用」の次に「、うずら用」を加え、同表ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その1）(ラクトバチルス サリバリウス製剤と混合して使用する場合に限る。)の項及びラクトバチルス アシドフィルス（その2）の項中「鶏用」の次に「及びうずら用」を加え、同表の注を削る。

別表第1の1の(2)に次のように加える。

ソ	フィターゼ（その2の(3)）	豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

別表第2の7の(2)のフィチン酸ナトリウムの項中「コメ由来」を削る。

別表第2の8の(140)に次のように加える。

フィターゼ（その2の(3)）

ア	製造用原体
(ア)	成分規格
	酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、1g中に5,000フィチン酸分解力単位以上を含む。
	物理的・化学的性質
	①　本品は、淡褐色の液体で、僅かに特異な臭いを有する。
	②　本品の水溶液又は水懸濁液（1→100）のpHは、3.5～6.5である。
	③　本品は、pH4.5～6.0において最大の酵素活性を有する。
	純度試験　フィターゼ（その1）製造用原体の純度試験を準用する。
	強熱残分　5.0%以下（0.5g）
	酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第1法により試験を行う。ただし、「操作法」の項中、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.005mol／L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液」とあるのは、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mol／L酢酸・酢酸ナトリウム1L当たり、ポリソルベート20を0.1gの割合で含む緩衝液」と読み替えるものとする。